

## 資料

日仏担保法セミナー・二〇二一年オールドナンスによる動産債権担保法改正の動向

### 解題——二〇二二年日仏担保法セミナーの

### 開催について

片山直也

瀬戸口祐基

齋藤由起

日仏担保法セミナー「担保法の改正 (La réforme du

droit des sûretés)」が、二〇二二年二月一七日、慶應

義塾大学三田キャンパスにおいて、フランスから四人の研

究者を招聘して、開催された。セミナーは、総論を扱う午

前の第一部、各論を扱う午後の第二部の二部構成で行われ

た。当日のプログラムおよび講演者は以下のとおりである。<sup>(1)</sup>

一、フランスの経験——担保法改正委員会委員長として

ミシエル・グリマルディ (パリ・パンテオン

IIアサス大学名誉教授、アンリ・カピタン

協会名誉会長)

二、比較法・国際法の観点から

マリ・ゴレ (パリ・パンテオンIIアサス大学

教授、パリ比較法協会会長)

第一部 二一世紀における担保法の展開 (L'évolution

du droit des sûretés au 21<sup>ème</sup> siècle)

第二部 二〇二一年オールドナンスによる動産債権担保法

改正の動向」(Les sorts des sûretés réelles mobilières à l'issue de la réforme de 2021)

一、有体動産・集合財産上の担保

ジャン・ジャック・アンソー(パリ・パンテオン・アサス大学教授)

二、債権や通貨を目的とする担保

オーギュスタン・エネス(パリ・エストロクレティユ大学教授)

周知のように、フランスでは、二〇〇六年三月二三日オ

ルドナンス第三四六号によって、民法典に新たに第四編担保編を創設するという大改正がなされたが、一五年を経て、その続編ともいえる第二段の担保法改正が、二〇二一年九月一五日オルドナンス第一一九二号によって行われている。今回の日仏担保法セミナーでは、まず、午前の第一部において、この二度に亘る担保法改正について、いずれも準備草案の起草グループの委員長として改正を牽引してきたミシェル・グリマルディ(Michel Grimaldi)氏がその意義を語り、併せて、パリ比較法協会の会長であるマリ・ゴレ(Marie Gore)氏が、比較法・国際法の観点からの補完をした。次いで、午後の各論の部では、次世代のフランス民

法学界を代表する二人の気鋭の担保法研究者、ジャン・ジャック・アンソー(Jean-Jacques Ansault)氏とオーギュスタン・エネス(Augustin Aynès)氏が、それぞれ動産担保と債権担保に関して、今般の二〇二一年オルドナンスによる重要な改正点の解説を行った。

現在、わが国の法制審議会担保法制部会において、動産・債権担保の法改正が大詰めを迎えていることから、今回は第二部の二つの講演のみを切り離して、その翻訳を公開することとした。二つの講演録が、立法の前後を通して、日仏比較法研究の一助となれば幸いである。

(片山直也代表執筆)

(1) 本招聘は、当初、慶應義塾大学大学院法務研究科における授業科目である「比較大陸法特別講義」の枠組みにおいて二〇二〇年度に予定されていたが、新型コロナウイルスの感染拡大により中止を余儀なくされたことから、感染収束後の二〇二二年に授業科目とは切り離して、研究者・実務家を対象とした「日仏担保法セミナー」の形で実施することとなった。第一部の招聘は、科学研究費基盤A「高齢社会・人口減少社会が提示する諸問題への法的対応と『人の法』・『財の法』の展開」(二〇一九年度～二〇二三年度)(代表・吉田克己)、第二部の招聘は、小泉信三記念慶

應義塾學事振興基金（二〇二二年度国外からの招聘學者への謝金等補助）および科学研究費基盤C「フランス法を起点とした包括担保法制の比較研究（ケベック法・ベルギー法・日本法）」（二〇一九年度―二〇二三年度）（代表・片山直也）によるものである。本セミナーの準備および実施に向けた作業グループが、片山（当時、慶應義塾大学教授、荻野奈緒氏（同志社大学教授、瀬戸口（神戸大学准教授）、齋藤（北海道大学教授）の四人によって組織された。作業グループでは、四人がそれぞれグリマルディ氏、グレ氏、アンソー氏、エネス氏の報告原稿の翻訳を担当し、相互チェックを繰り返し行った。当日の司会については、「比較大陸法特別講義」の担当予定者であった金山直樹氏（慶應義塾大学名誉教授）および須田洋平氏（弁護士）にそれぞれ第一部、第二部の司会進行をお願いした。質疑応答の通訳は、第一部を荻野氏が、第二部を瀬戸口および齋藤が担当した。

(2) フランスの担保法制に関しては、近時の法改正の動向を紹介・分析する邦文の論稿として、瀬戸口祐基「第一部フランス法」商事法務編『動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会報告書（付・各国の動産・債権を中心とした担保法制に関する調査研究業務報告書）』（別冊NBL一七七号、二〇二一年）一九五頁以下、ジャン・ジャック・アンソー（片山直也）『齋藤由起訳』二〇一七年フラ

ンス担保法改正準備草案に関する一考察」法学研究九三巻八号（二〇二〇年）八五頁以下、片山直也『齋藤由起（訳）「二〇一七年フランス担保法改正準備草案―アンリ・カピタン協会グリマルディ委員会による条文案およびその解説―」』法学研究九四巻六号（二〇二一年）六七頁以下、片山直也「動産・債権担保法制をめぐる二元的構成の新たな二つの動向―フランス法を起点としたベルギー法・ケベック法の比較研究の試み―」法学研究九四巻一―号（二〇二一年）一頁以下（同『財産的集合的把握と許害行為取消権（許害行為の基礎理論第二巻）』（二〇二四年）所収一三九頁以下）、片山直也『齋藤由起（訳）「二〇二一年フランス担保法改正オールドナンスによる民法典の改正―人的担保および物的担保（動産担保）に関する条文の翻訳ならびに共和国大統領に対する報告書による解説―」』法学研究九五巻一―号（二〇二二年）六五頁以下、白石大「再改正された担保法の概要（海外金融法の動向・フランス）」金融法研究三八号（二〇二二年）一三七頁以下、齋藤由起「フランスにおける債権担保法制の現在地」松久三四彦先生古稀記念「時効・民事法制度の新展開」（信山社、二〇二二年）六一―頁以下、直井義典「債権質規定の存在意義」筑波ロー・ジャーナル三三二号（二〇二二年）二三頁以下、同「質権における占有概念の日仏比較―自動車に対する担保に示唆を得て」筑波ロー・ジャーナル三四号（二〇二三年）一

頁以下、柴崎暁「『金銭質』の法典化と客体としての預金通貨―二〇二一年改正フランス民法典第二三七四条ないし第二三七四―六条について―」比較法学五六卷三号(二〇二三年)七九頁以下、片山直也『齋藤由起』二〇二一年フランス担保法改正オールドナンスの概要―動産・債権担保を中心に―日仏法学三二号(二〇二三年)六七頁以下、片山直也「動産債権担保における『占有』と『支配』」武蔵野法学二〇号(二〇二四年)四七四(二〇一)頁以下、片山直也『齋藤由起』瀬戸口祐基『シャルル・ジズベール』ミシェル・グレゴワール『ハネス・ヴェステンドルフ』第四編・フランス語圏部会編『青木則幸』片山直也『水津太郎』道垣内弘人『編』『動産債権担保法制の国際的地位―担保法制の見直しに関する中間試案の検討』(成文堂、二〇二四年)一七三頁以下など参照。

(3) 脱稿時に、法制審議会担保法制部会第四五回会議(令和六年二月一三日開催)を確認している。